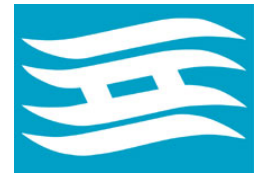


# 兵庫県公報

平成23年10月21日 金曜日 第 2331 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止及び休止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	6
○保安林の指定施業要件の変更（同）	6
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
○景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	10

### 公 告

○特約業者の指定の取消し（税務課）	10
○平成23年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢社会課）	11
○政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（技術企画課）	13
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	15

### 企業庁公告

○浄水場運転管理業務委託に係るプロポーザルの実施	15
--------------------------	----

## 告 示

### 兵庫県告示第1096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
岩田歯科	伊丹市鴻池5-9-20	岩田久之	平成23年9月1日
アゼリア歯科クリニック	宝塚市小林4-6-25	三宅祥子	同
さとし歯科医院	養父市八鹿町八鹿1264-11	上垣智	平成23年7月26日
淡路調剤薬局東浦店	淡路市久留麻1875-1	ビザン薬品株式会社	同年8月1日

~~~~~

### 兵庫県告示第1097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自

立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名 称         | 所在地                    | 変更内容   | 変更前         | 変更後         | 変更年月日     |
|-------------|------------------------|--------|-------------|-------------|-----------|
| さくら薬局小林駅前店  | 宝塚市小林2-10-17 ストリート小林2F | 医療機関名称 | チトセ調剤薬局     | さくら薬局小林駅前店  | 平成23年8月1日 |
| さくら薬局逆瀬川駅前店 | 同 市逆瀬川2-1-11           | 同 上    | チトセ薬局逆瀬川駅前店 | さくら薬局逆瀬川駅前店 | 同         |
| さくら薬局清荒神駅前店 | 同 市清荒神1-3-15 パセオ清荒神    | 同 上    | チトセ薬局清荒神店   | さくら薬局清荒神駅前店 | 同         |
| さくら薬局宝塚売布店  | 同 市売布2-12-6 谷内ビル102    | 同 上    | チトセ薬局売布店    | さくら薬局宝塚売布店  | 同         |
| さくら薬局宝塚小林店  | 同 市小林5-4-19 エステート吉田1F  | 同 上    | アオバ薬局小林店    | さくら薬局宝塚小林店  | 同         |

2 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称       | 所在地               | 開設者       | 廃止年月日      |
|-----------|-------------------|-----------|------------|
| さとし歯科医院   | 養父市八鹿町八鹿字沖田1303-1 | 上 垣 智     | 平成23年7月25日 |
| 淡路調剤薬局東浦店 | 淡路市久留麻1875-1      | ビザン薬品株式会社 | 同 月31日     |

3 休止の届出があった指定医療機関

| 名 称     | 所在地           | 開設者     | 休止年月日      |
|---------|---------------|---------|------------|
| 高山歯科診療所 | 加古川市加古川町粟津253 | 高 山 泰 幸 | 平成23年10月1日 |



兵庫県告示第1098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

| 名 称               | 所在地         | 開設者              | サービス種類                      | 指定年月日     |
|-------------------|-------------|------------------|-----------------------------|-----------|
| 出会いの家宇山           | 洲本市宇山3-3-24 | 株式会社青葉           | 居宅介護支援                      | 平成23年8月1日 |
| シニアライフコート潮芦屋「きずな」 | 芦屋市陽光町4-55  | 株式会社メディケア・プランニング | 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 | 同 年7月15日  |

|                        |                           |                      |                                     |            |
|------------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------------------|------------|
| 星優訪問介護ステーション           | 伊丹市桜ヶ丘1-3-23              | 医療法人社団星晶会            | 訪問介護、介護予防訪問介護                       | 平成22年12月1日 |
| デイサービス南風               | 同 市梅の木6-4-17              | 株式会社権進               | 通所介護、介護予防通所介護                       | 平成23年8月29日 |
| デイサービスセンターコーラル汐見       | 相生市汐見台30-2 コスモス寮          | 有限会社サンサ路             | 同 上                                 | 同 月1日      |
| 宮崎サポートオフィス居宅介護支援事業所    | 同 市陸本町7-23                | 合同会社宮崎サポートオフィス       | 居宅介護支援                              | 平成23年9月1日  |
| 有限会社豊岡ケアサービス           | 豊岡市九日市中町234-3             | 有限会社豊岡ケアサービス         | 訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護                | 同 月5日      |
| アースサポート加古川             | 加古川市加古川町粟津253-9           | アースサポート株式会社          | 居宅介護支援                              | 平成23年7月15日 |
| 生き生きサポート加古川            | 同 市東神吉町西井ノ口581-1 サライビル101 | 特定非営利活動法人生き生きサポート加古川 | 訪問介護、介護予防訪問介護                       | 同 年8月1日    |
| 老人保健施設緑寿苑              | 同 市平岡町新在家1197-3           | 医療法人達磨会              | 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション         | 同          |
| デイサービスまいるど             | 同 市東神吉町神吉823-193          | 株式会社マイルド             | 通所介護、介護予防通所介護                       | 平成23年8月31日 |
| いちかわ内科循環器科             | 同 市志方町上富木661-1            | 医療法人社団いちかわ内科循環器科     | 訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導 | 同 年9月1日    |
| 生き生きサポート居宅介護支援事業所      | 同 市東神吉町西井ノ口581-1 サライビル101 | 特定非営利活動法人生き生きサポート加古川 | 居宅介護支援                              | 同          |
| デイサービスセンター布施の郷         | たつの市揖西町竹原1285             | 三光建設工業株式会社           | 通所介護、介護予防通所介護                       | 平成23年8月1日  |
| アサヒサンクリーン在宅介護センターたつの   | 同 市揖保川町神戸北山115-3 ジョイフル七松  | アサヒサンクリーン株式会社        | 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護                   | 同 年9月1日    |
| せいほうケアプランセンター          | 西脇市上野23                   | 医療法人社団正峰会            | 居宅介護支援                              | 同 月6日      |
| 西脇市社会福祉協議会ケアプランステーション  | 同 市郷瀬町666-5               | 社会福祉法人西脇市社会福祉協議会     | 同 上                                 | 平成23年10月1日 |
| 西脇市社会福祉協議会ヘルパーステーション   | 同 上                       | 同 上                  | 訪問介護、介護予防訪問介護                       | 同          |
| 西脇市社会福祉協議会訪問入浴介護ステーション | 同 上                       | 同 上                  | 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護                   | 同          |

|                          |                        |                   |                                     |            |
|--------------------------|------------------------|-------------------|-------------------------------------|------------|
| 西脇市社会福祉協議会<br>訪問看護ステーション | 同 上                    | 同 上               | 訪問看護、介護予防<br>訪問看護                   | 同          |
| ニチイケアセンター志<br>染          | 三木市志染町西自由が丘1-<br>254   | 株式会社ニチイ学館         | 訪問介護、居宅介護<br>支援、介護予防訪問<br>介護        | 平成23年9月1日  |
| アーチ・デイサービス<br>宝殿         | 高砂市神爪1-11-10           | 株式会社シーナ           | 通所介護、介護予防<br>通所介護                   | 同          |
| ほ〜むケア里の風                 | 川西市山原2-9-18            | 有限会社ヤボシ・ボロ        | 訪問介護、介護予防<br>訪問介護                   | 平成23年7月1日  |
| デイサービスやわらぎ<br>の里ぶらす館     | 同 市清和台東4-5-1           | 社会福祉法人正和会         | 通所介護、介護予防<br>通所介護                   | 同 年8月1日    |
| ショートステイやわら<br>ぎの里ぶらす館    | 同 上                    | 同 上               | 短期入所生活介護、<br>介護予防短期入所生<br>活介護       | 同          |
| 福祉用具レンタルセン<br>ターきりん館     | 宍粟市山崎町鹿沢152-2          | 合資会社アイ・ケーサ<br>ービス | 特定福祉用具販売、<br>介護予防特定福祉用<br>具販売       | 平成23年9月14日 |
| 居宅介護支援事業所猪<br>名川ゆらら      | 川辺郡猪名川町紫合字山田西<br>原6-79 | 有限会社優楽々           | 居宅介護支援                              | 同 年8月22日   |
| ヴィレッジによん                 | 神崎郡市川町甘地187-1          | 株式会社アミューズ24       | 短期入所生活介護、<br>介護予防短期入所生<br>活介護       | 同 年9月1日    |
| 同 上                      | 同 上                    | 同 上               | 小規模多機能型居宅<br>介護、介護予防小規<br>模多機能型居宅介護 | 同          |
| お散歩デイによん                 | 同 上                    | 同 上               | 通所介護、介護予防<br>通所介護                   | 同          |



**兵庫県告示第1099号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止及び休止の届出があった。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称              | 所在地                        | 開設者        | サービス種類            | 廃止年月日       |
|------------------|----------------------------|------------|-------------------|-------------|
| 訪問介護いこい          | 明石市王子2-10-18               | 合資会社大坪住宅設備 | 訪問介護              | 平成23年7月31日  |
| 星優訪問介護ステーシ<br>ョン | 伊丹市桜ヶ丘1-3-25 桜<br>ヶ丘コーポ203 | 医療法人社団星晶会  | 訪問介護、介護予防<br>訪問介護 | 平成22年11月30日 |

|                        |                     |                      |                   |            |
|------------------------|---------------------|----------------------|-------------------|------------|
| 有限会社豊岡ケアサービス           | 豊岡市梶原350-5          | 有限会社豊岡ケアサービス         | 同 上               | 同 年7月31日   |
| 財団法人西脇市保健福祉公社居宅介護支援事業所 | 西脇市上戸田194-1         | 財団法人西脇市保健福祉公社        | 居宅介護支援            | 平成23年9月30日 |
| 財団法人西脇市保健福祉公社訪問介護事業所   | 同 市和田町733-1         | 同 上                  | 訪問介護、介護予防訪問介護     | 同          |
| 財団法人西脇市保健福祉公社訪問入浴介護事業所 | 同 上                 | 同 上                  | 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 | 同          |
| 西脇市訪問看護ステーション          | 同 上                 | 同 上                  | 介護予防訪問看護          | 同          |
| 生き生きサポート加古川            | 高砂市神爪1-5-1 K21ビル301 | 特定非営利活動法人生き生きサポート加古川 | 訪問介護、介護予防訪問介護     | 平成23年8月1日  |

2 休止の届出があった指定介護機関

| 名 称      | 所在地            | 開設者            | サービス種類        | 休止年月日      |
|----------|----------------|----------------|---------------|------------|
| でいさーびず春風 | 加古川市別府町新野辺2227 | 有限会社ウィズ・ケアセンター | 通所介護、介護予防通所介護 | 平成23年7月10日 |



兵庫県告示第1100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

| 施術者     | 施術所名称   | 所在地              | 指定年月日      |
|---------|---------|------------------|------------|
| 吉 田 茂 生 | 打出小槌整骨院 | 芦屋市打出小槌町3-10-101 | 平成23年7月20日 |



兵庫県告示第1101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

新田井堰土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 大 木 佐喜夫 | 豊岡市梶原642番地   |
| 同     | 尾 畑 幸   | 同 市百合地1053番地 |
| 同     | 岡 満 夫   | 同 市河谷690番地   |

|     |         |   |            |
|-----|---------|---|------------|
| 同   | 中 島 久 規 | 同 | 市中谷555番地   |
| 同   | 長谷川 光 信 | 同 | 市今森358番地   |
| 同   | 江 本 發 彦 | 同 | 市江本162番地   |
| 同   | 寺 谷 利 夫 | 同 | 市木内853番地   |
| 同   | 岡 本 安 彦 | 同 | 市大篠岡331番地  |
| 同   | 関 敬 次   | 同 | 市清冷寺1748番地 |
| 同   | 稲 葉 重 男 | 同 | 市加陽1128番地  |
| 同   | 西 村 均   | 同 | 市上鉢山806番地  |
| 同   | 齋 藤 卓 美 | 同 | 市倉見157番地   |
| 監 事 | 金 子 忠 志 | 同 | 市立野町18番14号 |
| 同   | 篠 原 謙 三 | 同 | 市駄坂599番地   |
| 同   | 岡 本 信 男 | 同 | 市下鉢山303番地  |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 大 木 佐喜夫 | 豊岡市梶原642番地     |
| 同     | 北 垣 裕 次 | 同 市百合地1114番地   |
| 同     | 岡 満 夫   | 同 市河谷690番地     |
| 同     | 中 島 久 規 | 同 市中谷555番地     |
| 同     | 浅 田 徹   | 同 市今森522番地の3   |
| 同     | 谷 下 正 巳 | 同 市木内37番地の1    |
| 同     | 村 尾 輝 士 | 同 市大篠岡445番地    |
| 同     | 西 田 信 行 | 同 市清冷寺1771番地の1 |
| 同     | 池 畑 一 己 | 同 市加陽1044番地    |
| 同     | 西 村 均   | 同 市上鉢山806番地    |
| 同     | 岡 本 信 男 | 同 市下鉢山303番地    |
| 同     | 齋 藤 卓 美 | 同 市倉見157番地     |
| 監 事   | 野 崎 靖 雄 | 同 市立野町3番5号     |
| 同     | 村 田 幸 雄 | 同 市今森265番地の1   |
| 同     | 竹 中 博 司 | 同 市駄坂548番地     |



兵庫県告示第1102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
神戸市北区山田町下谷上字中一里山3の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1103号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市山崎町塩田字箆桶336の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1104号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
六甲バター株式会社稲美工場  
加古郡稲美町国岡260番地の1  
常務取締役工場長 三 宅 宏 和
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
六甲バター株式会社稲美工場  
加古郡稲美町国岡260番地の1
  - (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                              |                        |                        |       |       |
|--------------------------------------------------|------------------------------|------------------------|------------------------|-------|-------|
| 種                                                | 類                            | 2号口 洗浄施設 (No. 1、No. 2) | 2号口 洗浄施設 (No. 3、No. 4) |       |       |
| 能                                                | 力                            | 容量230 L × 2槽/基         | 容量470 L/基              |       |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                              | 許可後                    | 同 左                    |       |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                              | 着手後2箇月                 | 同 左                    |       |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                              | 完成後                    | 同 左                    |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                              | 0時～24時 4時間             | 同 左                    |       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                              | なし                     | 同 左                    |       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                          | 通 常                    | 最 大                    | 通 常   | 最 大   |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)      | 8～10                   | 7～11                   | 8～10  | 7～11  |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 250                    | 350                    | 250   | 350   |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 60                     | 90                     | 60    | 90    |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)       | 120                    | 180                    | 120   | 180   |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)       | 20                     | 30                     | 20    | 30    |
|                                                  | り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)       | 5                      | 7                      | 5     | 7     |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 50                     | 80                     | 50    | 80    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              | 1.5/基                  | 1.5/基                  | 1.5/基 | 1.5/基 |

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。



|                        |         |                        |          |
|------------------------|---------|------------------------|----------|
| 2号口 洗浄施設 (No. 5、No. 6) |         | 2号口 洗浄施設 (No. 7、No. 8) |          |
| 容量 500L × 3槽 / 基       |         | 容積 272L / 基            |          |
| 同 左                    |         | 同 左                    |          |
| 同 左                    |         | 同 左                    |          |
| 同 左                    |         | 同 左                    |          |
| 同 左                    |         | 同 左                    |          |
| 同 左                    |         | 同 左                    |          |
| 通 常                    | 最 大     | 通 常                    | 最 大      |
| 8～10                   | 7～11    | 8～10                   | 7～11     |
| 250                    | 350     | 250                    | 350      |
| 60                     | 90      | 60                     | 90       |
| 120                    | 180     | 120                    | 180      |
| 20                     | 30      | 20                     | 30       |
| 5                      | 7       | 5                      | 7        |
| 50                     | 80      | 50                     | 80       |
| 1.5 / 基                | 1.5 / 基 | 0.25 / 基               | 0.25 / 基 |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年10月21日から同年11月11日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡稲美町経済環境部生活環境課



**兵庫県告示第1105号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年10月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年10月21日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名       | 道 路 の 区 域          |        |                 |               |    |
|--------------------|--------------------|--------|-----------------|---------------|----|
|                    | 区 間                | 旧新     | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>一宮生野線        | 神崎郡神河町川上字登639番6から  | 旧      | 3.0から           | 1,077.0       |    |
|                    | 同 郡同 町川上字堂ノ元175番まで |        | 17.0まで          |               |    |
|                    | 神崎郡神河町川上字向793番3から  | 新      | 10.0から          | 401.0         |    |
|                    | 同 郡同 町川上字堂ノ元175番まで |        | 46.0まで          |               |    |
| 神崎郡神河町川上字登639番6から  | 新                  | 6.0から  | 1,048.0         |               |    |
| 同 郡同 町川上字堂ノ元175番まで |                    | 46.0まで |                 |               |    |



**兵庫県告示第1106号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 有限会社新生総合リース  
代表者の氏名 青 木 峰 輝  
住所 神戸市中央区山本通2丁目13-13
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 (仮称) 美和センター  
所在地 西宮市田中町42番7
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 平成23年10月21日から同年11月3日まで

公 告

**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|          |                 |           |
|----------|-----------------|-----------|
| 氏名又は名称   | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日   |
| 株式会社俵屋商店 | 相生市那波大浜町19-6    | 平成23年9月1日 |



**平成23年度兵庫県高齢者特別賞表彰**

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成23年9月13日に次の者を表彰した。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏名 敦 見 久 子  
 (2) 住所 神戸市  
 (3) 功績内容  
 永年にわたって、兵庫県傷痍軍人妻の会の理事や西区支部長として組織の充実強化に尽くし、現在は兵庫県傷痍軍人会の理事・西区支部長として積極的な活動を継続し、傷痍軍人の健康・福祉の増進に活躍している。
- 2 (1) 氏名 稻 垣 よしゑ  
 (2) 住所 伊丹市  
 (3) 功績内容  
 永年にわたって、助産師として地域の母子の健康に尽くす傍ら、伊丹市助産師会の会長として後進の指導・育成に尽くし、現在も継続して助産師活動を行い、地域の母子の健康増進に活躍している。
- 3 (1) 氏名 今 井 鎮 雄  
 (2) 住所 神戸市  
 (3) 功績内容  
 永年にわたって、神戸YMCAの総主事や顧問、兵庫県青少年本部や神戸市社会福祉協議会の理事長などを務め、青少年の健全育成や国際交流、児童福祉の増進やボランティア活動の展開に尽くすなど、地域福祉の向上に活躍している。
- 4 (1) 氏名 塩 谷 年 男  
 (2) 住所 豊岡市  
 (3) 功績内容  
 永年にわたって、豊岡市高年クラブ連合会の役員として高齢者の福祉の向上に尽くし、現在は高齢者のダンス研究会の代表として、高齢者の生きがいに活躍している。
- 5 (1) 氏名 大 谷 勇  
 (2) 住所 西宮市  
 (3) 功績内容  
 永年にわたって、教育・芸術文化の振興発展に尽くし、現在も報徳学園や大谷教育文化振興財団の理事長、西宮市大谷記念美術館の副理事長として、県民文化の高揚に活躍している。
- 6 (1) 氏名 岡 田 重 一  
 (2) 住所 神戸市  
 (3) 功績内容  
 永年にわたって、薬剤師として地域の薬事衛生の向上に尽くす傍ら、兵庫県薬剤師会の会長や役員として会の発展に尽くし、現在も薬局の店頭に立ち、地域の薬事衛生の向上に活躍している。
- 7 (1) 氏名 谷 口 千鶴子  
 (2) 住所 姫路市  
 (3) 功績内容  
 永年にわたって、特別養護老人ホームの施設長として高齢者の福祉の向上に尽くし、現在は副施設長として後進の指導・育成に活躍している。
- 8 (1) 氏名 椿 野 まさ子  
 (2) 住所 朝来市  
 (3) 功績内容

永年にわたって、農村女性起業グループの代表として地域の特産物の普及と育成に尽くし、現在は朝来農産物加工所の代表取締役社長として特産物を生かした商品開発と後進の育成に努め、地域の振興に活躍している。

9(1) 氏名 長谷川 茂

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くし、現在も介護老人保健施設の嘱託医として診療を行い、地域の公衆衛生の発展に活躍している。

10(1) 氏名 本 多 宣 章

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、歯科医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、歯科校医や歯科園医としても学校保健の向上に尽くし、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

11(1) 氏名 前 川 周 三 郎

(2) 住所 篠山市

(3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県傷痍軍人会の理事や篠山市支部長として組織の充実強化に尽くし、現在も理事兼支部長として積極的な活動を継続し、傷痍軍人の健康・福祉の増進に活躍している。

12(1) 氏名 松 本 敬 明

(2) 住所 洲本市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、兵庫県医師会の理事として会の発展に尽くし、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

13(1) 氏名 宗 行 好 三

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、姫路市交通安全協会の理事として交通安全活動に尽くし、現在も協会理事として交通立番や交通安全教室での指導を行うなど、交通規範意識の向上に活躍している。

14(1) 氏名 大 和 三 千 世 (本 名 山 下 文 子)

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、邦楽界の実力者として舞台で活躍し、邦楽の普及と発展に尽くし、舞台活動を引退した現在も大和会理事長として後進の指導・育成に活躍している。

15(1) 氏名 弓 倉 敏 輝

(2) 住所 伊丹市

(3) 功績内容

永年にわたって、歯科医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、歯科園医としても学校保健の向上に尽くし、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

16(1) 氏名 吉 岡 幸 夫

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、青少年の健全育成に尽くし、現在も岩屋青年会の常務理事として後進の指導・育成に努める傍ら、高齢者に対するデッサン教室の開催など、ボランティア活動に活躍している。

17(1) 氏名 吉 澤 多 摩 子

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、薬剤師として地域の薬事衛生の向上に尽くす傍ら、兵庫県薬剤師会の役員として会の発展に尽くし、現在も薬局の店頭に立ち、地域の薬事衛生の向上に活躍している。



**政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

平成23年10月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

兵庫県社会基盤施設総合管理システム 一式

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性能等に関し、契約担当者が応募要領で指定する特質等を有すること。

**2 参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で企画提案書の受付期間末日までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 本公告の日から企画提案書の受付期間末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 本企画提案競技及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

(6) 資本金5,000万円超かつ従業員100人超の企業であること。

(7) 過去5年以内に完了した業務において、国又は都道府県が発注する地理情報システム並びにアセットマネジメントシステムの開発を行った実績があること。

(8) 国又は都道府県の業務システム運用保守業務を10年以上行った実績を有すること。

(9) その他、応募要領で定める参加資格を有すること。

**3 参加手続****(1) 事務局**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課投資資産管理係 担当 南

電話（078）362-9282

**(2) 応募要領の配布****ア 配布期間**

平成23年10月24日（月）から同月31日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

**イ 配布場所**

上記(1)に同じ。

**(3) 参加表明書****ア 提出方法**

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

**イ 受付期間**

平成23年10月24日（月）から同年11月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成23年11月7日（月）正午必着とする。

**ウ 提出場所**

上記(1)に同じ。

**(4) 質問及び回答****ア 質問方法**

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、下記宛てに電子メールで送付すること。

メールアドレス：kendo\_gijyutsu@pref.hyogo.lg.jp

件名：兵庫県社会基盤施設総合管理システムの企画提案競技に関する質問

## イ 受付期間

平成23年10月24日（月）から同年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 回答方法

質問を受理した日から4日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、電子メールにて参加者全員に回答する。

また、平成23年10月24日（月）から同年11月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の期間、回答文書を閲覧に供する。

## エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

## (6) 応募図書

## ア 提出方法

持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成23年11月14日（月）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成23年11月25日（金）必着とする。

## ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

## エ 提出書類

(7) 応募申込書 1部

(f) 企画提案書 20部

(g) 企画提案書概要版 20部

(h) その他、応募要領に定めるもの

## 4 当選者の選考、決定及び通知の方法

## (1) 選考方法

選考は、「兵庫県社会基盤施設総合管理システム開発・運用保守業務委託企画提案競技審査会」（以下「委員会」という。）において行う。

## (2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

## (3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

## (4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県社会基盤施設総合管理システム開発業務」及び「兵庫県社会基盤施設総合管理システム運用保守業務」の契約予定者となる。

## 5 その他

## (1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び応募要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

## (3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

## (4) その他

詳細は、応募要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of the service to be required:  
Integrated management system of social infrastructure facilities
- (3) Period designated for the submission of application forms:  
9:00 am to 5:00 pm (excluding one hour from noon) every weekday from Monday, October 24 through Monday, November 7, 2011
- (4) Period designated for the submission of proposals:  
9:00 am to 5:00 pm (excluding one hour from noon) every weekday from Monday, November 7 through Thursday, November 17, 2011
- (5) Contact point for the notice:  
Technology Planning Division, Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078) 362-9282



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ホームセンターコーナン三田ウッディタウン店 A棟  
所在地 三田市すずかけ台三丁目1番

2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

- (1) 市道北摂中央3号線側に新設する入口は、三田幹線の側道から市道北摂中央3号線の新三田方面へ左折する車にとって至近であることから、出口として利用されることは非常に危険である。よって、当該入口について、入口専用が出入口兼用とならないように、テナント企業に周知徹底すること。
- (2) 市道北摂中央3号線側に新設する入口は、テナント（ネットヨタ）専用となるが、コーナンの来客車両が誤って進入しないよう注意看板の設置等の対策を講じること。
- (3) 市道北摂中央3号線は、三田市新市街地景観計画に定められた景観重要公共施設であるため、入口新設に係る歩道切下げ後の復旧に当たっては、同計画にある整備基準等に適合するよう実施すること。
- (4) 市道北摂中央3号線は交通量が非常に多いことから、繁忙期に渋滞等が発生し交通に支障をきたす場合には、新設する入口に交通整理員を配置する等の交通安全対策の配慮を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成23年10月21日から1月間

**企業庁公告**

**浄水場運転管理業務委託に係るプロポーザルの実施**

県営水道における浄水場の運転管理業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成23年10月21日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 岡田泰介

1 内容

- (1) 業務名  
ア 浄水場運転管理業務委託（業務1）

イ 浄水場運転管理業務委託（業務2）

(2) 委託業務履行の場所

ア 業務1

多田浄水場 川西市多田院字巖陰6-3ほか

三田浄水場 三田市西野上字上通152ほか

イ 業務2

神出浄水場 神戸市西区神出町田井字長原3-1ほか

船津浄水場 姫路市船津町字平田4552-1ほか

神谷ダム 姫路市豊富町神谷ほか

(3) 委託期間

平成24年4月1日（日）から平成27年3月31日（火）まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 契約限度額

ア 業務1 543,480千円以内（消費税込）

イ 業務2 567,210千円以内（消費税込）

(5) 担当部局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課（兵庫県庁西館5階）

電話 (078)341-7711（代表） 内線 5440

(078)362-3685（直通）

2 参加資格

本件プロポーザルに参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当すると認められた者とする。

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める物品関係入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して参加を認めることができるものとする。）。
- (5) 平成18年4月1日以降（契約期間中を含む。）に、国内において1浄水場（上水）当たり5万立方メートル/日以上で、かつ上水の急速ろ過方式での浄水場運転管理業務の元請実績を有すること。
- (6) 契約までの期間に、参加資格の取消しを受けていないこと。

3 参加手続

(1) 説明書の配布

プロポーザルの参加手続及び提案の方法等について下記により配布する。

ア 日時 平成23年10月21日（金）から同年11月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所 1(5)に同じ。

(2) 参加表明書及びプロポーザル参加資格確認資料の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加しようとする業務に、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認資料を提出しなければならない。

なお、業務1及び業務2のプロポーザルには同時に参加できない。

ア 期間 平成23年10月21日（金）から同年11月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所 1(5)に同じ。

ウ 方法 持参又は書留郵便（平成23年11月2日（水）午後4時必着）

(3) 現場説明会

プロポーザルに参加する資格があると認められた者を対象に、次に定めるところにより現場説明会を実



施する。詳細の日時は別途通知する。

ア 場所及び日時

業務 1 多田浄水場及び三田浄水場 平成23年11月 7 日 (月)

業務 2 神出浄水場及び船津浄水場 平成23年11月 8 日 (火)

イ その他

現場説明会に参加しない者は、プロポーザルに参加できない。

(4) 質問及び回答

ア 期間 平成23年11月 7 日 (月) から同月10日 (木) まで

午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時を除く。)

イ 方法 書面により 1 (5) の担当部局に持参又は書留郵便 (平成23年11月10日 (木) 午後 4 時必着)

ウ 回答 平成23年11月16日 (水) から同月18日 (金) まで

午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時を除く。) の期間、1 (5) の担当部局において、書面により閲覧に供する。

(5) 提案書等の受付

ア 期間 平成23年11月14日 (月) から同月25日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時を除く。)

イ 方法 1 (5) の担当部局に持参又は書留郵便 (平成23年11月25日 (金) 午後 4 時必着)

4 審査方法

提出されたプロポーザルについて、審査会において業務ごとに、書面審査及びヒアリングにより総合的な評価を行い、最高の評価を得た者を最優秀提案者とする。

5 その他

(1) 最優秀提案者と委託契約に関する協議を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、評価得点が次に高い順位の提案者と交渉を行うことがある。

(3) 平成24年度の当該業務に係る予算が成立しない場合には、本委託に係る契約を締結しないものとする。

(4) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(5) 詳細は説明書による。